

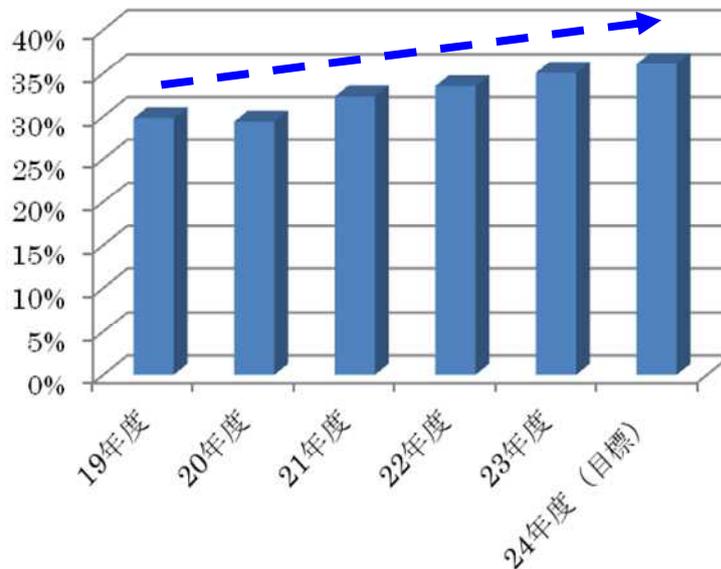
# 平成23年度実施施策に係る実績評価書

(文部科学省 23-13-2)

施策目標	文化財の保存及び活用の充実
施策の概要	貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。

達成目標 1	価値が十分認識されないまま失われつつある近代の文化財など、保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づき重要な文化財について積極的に指定等を行う。					
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値				目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
① 指定・選定等された文化財のうち、近代のものがしめる割合	29.8%	29.4%	32.3%	33.5%	35.0%	36.1%
年度ごとの目標値		—	—	—	—	
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値				目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
② 文化財の指定・選定等の件数(累積総数)	23,050件	23,741件	24,229件	24,895件	25,488件	25,700件
年度ごとの目標値		—	—	—	—	

【グラフ1：成果指標① 指定・選定等された文化財のうち、近代のものがしめる割合】



## 達成目標 1 の評価結果

### (評価結果)

平成23年度末現在の文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)の指定等件数(累積総数)は、25,488件であり、そのうち近代の分野のものは、35.0%と着実に増加している。このため、想定通り進捗していると判断できる。

### (課題)

保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づいて、文化財のうち重要なものについて指定等を行うことが必要である。特に近代の文化財については、我が国の社会・産業構造の変化や国民生活・意識の変化により、その価値が十分認識されないまま失われつつあることから、引き続き保護を進めることが重要である。

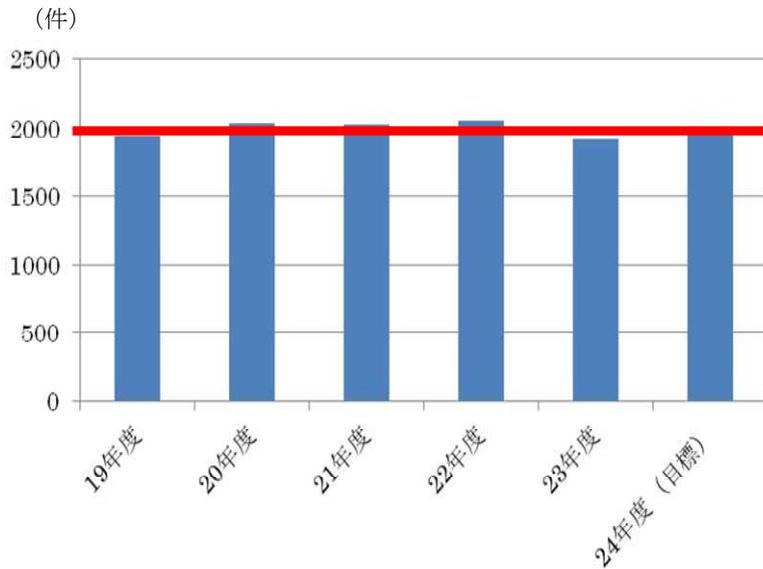
これまでに実施している主な達成手段

事業名	23年度 補正後予算額 (千円)	24年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
文化財の指定等	—	—	文化財保護法に基づき、文化財の指定、選定及び登録を行い、保存及び活用のために必要な措置を講じる。	達成目標 1	—	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）
文化財保護共通費	47,072	59,701	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保存活用事務処理：文化財保護法において規定されている事務、文化財に関する条約の締結による施策等を実施する。古美術品の所有者からの輸出申請に対し、国宝、重要文化財、重要美術品等認定物件に該当しない旨の証明書を発行する。</li> <li>調査：文化財等の指定等のための調査を実施する。</li> <li>保存管理：文化財の維持管理、記録保存等に必要となる事務（国有文化財維持管理、管理台帳等作成・整備等）を実施する。</li> <li>普及活用（重要文化財等公開）：国指定文化財の所有者に対して、国立博物館等の施設での公開について勧告又は承認を行うとともに、出品期間終了後、所有者に出陳給与金を支給する。</li> <li>講習会等：美術工芸品修理技術者、美術刀剣類製作者、文化財建造物の修理技術者等を対象に、より高度な知識・技術の取得を目的とした講習会を実施する。</li> <li>補助金事務費：補助事業実施に関する調査・指導を実施する。</li> <li>銃砲刀剣類登録事務円滑化：銃砲刀剣類の登録について、銃砲刀剣類登録鑑定実技講習会等を行い、都道府県教育委員会が任命する登録審査委員の鑑定の資質の向上と事務の効率化・円滑化を図る。</li> </ul>	達成目標 1～3	0411	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）
有形文化財	83,264	91,618	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統的建造物群に関する選定保存検討：伝統的建造物群の保護行政に携わる者等を対象として、職務遂行に必要な基礎的事項に関する研修を行い、もって文化財保護行政の向上に資するとともに、広報資料を作製、配布し、広く制度の普及を図る。</li> <li>文化財建造物の登録の促進：文化財建造物の登録の促進を図るため、文化財登録制度の啓発・普及広報、登録候補物件の調査、登録プレートの発行を行う。</li> <li>近代文化遺産保護検討等：近代の歴史資料に関する所在・実態を把握するための調査を実施する。</li> <li>天然記念物保護体制等の充実に関する調査研究を行う。</li> <li>埋蔵文化財保存・活用等：埋蔵文化財を適切に保存し、積極的に公開活用を進めていくため、保存活用に関する調査研究を行い、発掘調査に関する手引きや公開活用に関する資料等を作成し普及啓発を図るとともに、埋蔵文化財担当者講習会を開催し担当者の資質向上を図る。</li> <li>名勝に関する総合調査事業：全国に所在する未指定の名勝地のうち、自然的な名勝地と近代以前の人文的な名勝地（庭園・公園等）について所在状況調査を実施する。</li> <li>産業遺産保存整備調査事業：日本の近代化を支えた産業遺産について、保存・整備・活用手法について調査研究を行う。</li> </ul>	達成目標 1～3	0412	美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）
無形文化財	39,215	31,135	国が選択した無形の民俗文化財のうち、複数の市町村にわたって広域的に伝承されていたり、保護団体が特定されていない祭りや年中行事については、その分布状況や伝承基盤が不明確なことから、地方公共団体等による記録の作成が進まない状況にあるため、特に変容・衰滅の恐れが高いものについて、計画的に映像等による記録化を進め、確実な記録保存を図る。	達成目標 1～3	0413	伝統文化課

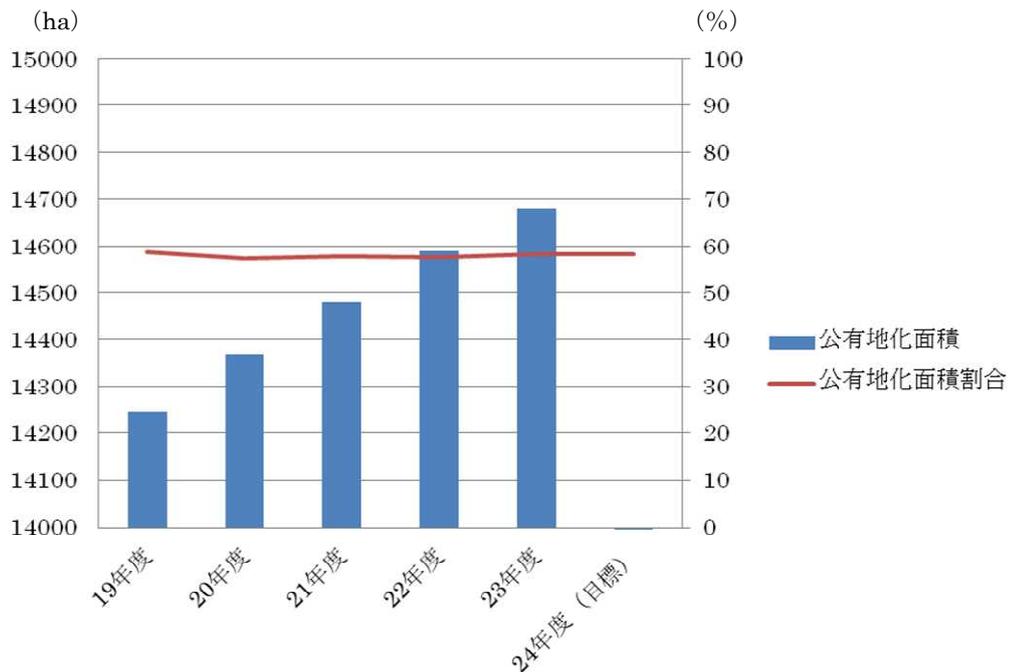
国宝・重要文化財等の保存整備等	19,773,803	19,215,730	文化財保護法に基づき、①国が文化財のうち重要なものを指定等し、現状変更、修理等に制限を課す一方、その保存を図るため、有形の文化財（建造物、美術工芸品、民俗文化財等）については、保存修理、防災施設の設置等、②無形の文化財（芸能、工芸技術、民俗芸能等）については、伝承者養成や記録作成等に対して国庫補助を行う。③文化財を次世代に継承するための修理用資材確保及び資材に関わる技能者の育成の為、資材供給林の設定、資材採取研修、文化財修理用資材等に関する普及啓発事業等に支援を行う。	1-② 2-①②	0422	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）
-----------------	------------	------------	--	-------------	------	--------------------------------------

達成目標 2		文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復・防災対策その他の保存に必要な措置を講じ、適切な状態での保存・継承を図る。				
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値				目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	毎年度
① 指定・選定された文化財のうち、指定・選定解除された件数 (※重要無形文化財の指定解除は除く。)	0件	3件	1件	1件	1件	0件
年度ごとの目標値		—	—	—	—	
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値				目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	毎年度
② 文化財の保存・継承のための補助件数	1,950件	2,035件	2,028件	2,052件	1,924件	2,000件程度
年度ごとの目標値		—	—	—	—	
③ 史跡の公有地化面積の割合	58.9%	57.5%	57.9%	57.7%	58.4%	対前年度比増
年度ごとの目標値		—	—	—	—	
参考指標	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
史跡の公有地化面積（累積総数）	14,246ha	14,370ha	14,481ha	14,590ha	14,681ha	

【グラフ 1：活動指標② 文化財の保存・継承のための補助件数】



【グラフ 2：活動指標③ 史跡の公有地化面積の割合と公有地化面積】



達成目標 2 の評価結果

(評価結果)

平成 23 年度における文化財の保存・継承等に必要補助については、東日本大震災等の影響もあり、事業の立ち上げに遅れが生じ 1,924 件の補助となったが、国宝・重要文化財等の計画的な保存修理、また、東日本大震災等に伴う修理・復旧に対して必要な経費を計上し、適切に対処できた。また、史跡等については、指定地が増加する中、その適切な保存を図るために必要な指定地の公有地化を推進した。平成 23 年度においては、特別史跡平城宮跡をはじめとして、全国各地の史跡等について 91ha を公有地化し、その公有地化面積の割合は 58.4% となっており、順調に進捗していると言える。これらの施策等の実施を通じて、指定等解除された国指定等文化財は 1 件であり、概ね順調に保存・継承がなされている。

(課題)

計画的な保存修理・防災対策等を通じ、引き続き国指定等文化財の確実な保存・継承を図っていくことが必要である。特に史跡等については、指定地が広範囲で所有者が多数にわたることが多く、一体的な管理を行うため、地方公共団体等による指定地の公有地化を推進していくことが重要である。また、平成 23 年度については、東日本大震災や台風 12 号等の大規模な災害の発生により、多くの国指定等文化財が被害を受けていることから、被災した有形・無形の文化財の速やかな復旧を行う必要がある。

これまでに実施している主な達成手段

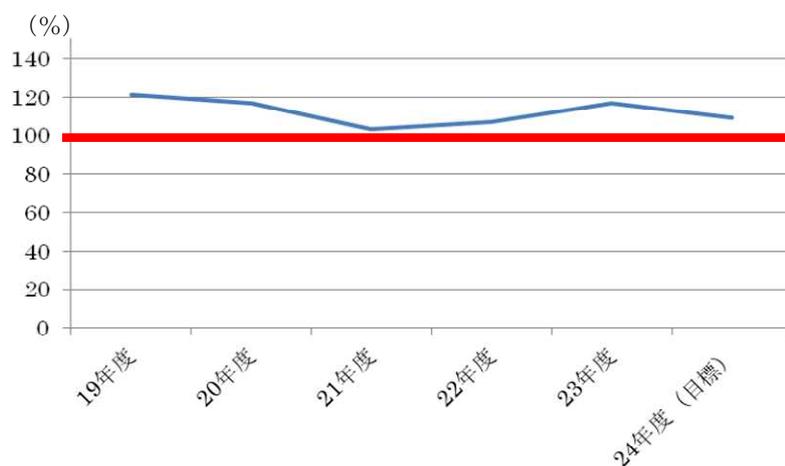
事業名	23年度 補正後予算額 (千円)	24年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
文化財保護共通費	47,072	59,701	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保存活用事務処理：文化財保護法において規定されている事務、文化財に関する条約の締結による施策等を実施する。古美術品の所有者からの輸出申請に対し、国宝、重要文化財、重要美術品等認定物件に該当しない旨の証明書を発行する。</li> <li>調査：文化財等の指定等のための調査を実施する。</li> <li>保存管理：文化財の維持管理、記録保存等に必要なる事務（国有文化財維持管理、管理台帳等作成・整備等）を実施する。</li> <li>普及活用（重要文化財等公開）：国指定文化財の所有者に対して、国立博物館等の施設での公開について勧告又は承認を行うとともに、出品期間終了後、所有者に出陳給与金を支給する。</li> <li>講習会等：美術工芸品修理技術者、美術刀剣類製作者、文化財建造物の修理技術者等を対象に、より高度な知識・技術の取得を目的とした講習会を実施する。</li> <li>補助金事務費：補助事業実施に関する調査・指導を実施する。</li> <li>銃砲刀剣類登録事務円滑化：銃砲刀剣類の登録について、銃砲刀剣類登録鑑定実技講習会等を行い、都道府県教育委員会が任命する登録審査委員の鑑定の資質の向上と事務の効率化・円滑化を図る。</li> </ul>	達成目標 1～3	0411	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）
有形文化財	83,264	91,618	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統的建造物群に関する選定保存検討：伝統的建造物群の保護行政に携わる者等を対象として、職務遂行に必要な基礎的事項に関する研修を行い、もって文化財保護行政の向上に資するとともに、広報資料を作製、配布し、広く制度の普及を図る。</li> <li>文化財建造物の登録の促進：文化財建造物の登録の促進を図るため、文化財登録制度の啓発・普及広報、登録候補物件の調査、登録プレートの発行を行う。</li> <li>近代文化遺産保護検討等：近代の歴史資料に関する所在・実態を把握するための調査を実施する。</li> <li>天然記念物保護体制等の充実に関する調査研究を行う。</li> <li>埋蔵文化財保存・活用等：埋蔵文化財を適切に保存し、積極的に公開活用を進めていくため、保存活用に関する調査研究を行い、発掘調査に関する手引きや公開活用に関する資料等を作成し普及啓発を図るとともに、埋蔵文化財担当者講習会を開催し担当者の資質向上を図る。</li> <li>名勝に関する総合調査事業：全国に所在する未指定の名勝地のうち、自然的な名勝地と近代以前の人文的な名勝地（庭園・公園等）について所在状況調査を実施する。</li> <li>産業遺産保存整備調査事業：日本の近代化を支えた産業遺産について、保存・整備・活用手法について調査研究を行う。</li> </ul>	達成目標 1～3	0412	美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）
無形文化財	39,215	31,135	<p>国が選択した無形の民俗文化財のうち、複数の市町村にわたって広域的に伝承されていたり、保護団体が特定されていない祭りや年中行事については、その分布状況や伝承基盤が不明確なことから、地方公共団体等による記録の作成が進まない状況にあるため、特に変容・衰滅の恐れが高いものについて、計画的に映像等による記録化を進め、確実な記録保存を図る。</p>	達成目標 1～3	0413	伝統文化課
文化財保護対策の検討等	139,299	130,313	<p>文化財保護対策の検討のため、無形文化財「わざ」の理解促進事業、美術工芸品収蔵施設等における環境対策の推進、重要無形文化財（建造物）所有者診断支援事業、「歴史文化基本構想」普及促進事業等を実施する。</p>	達成目標 2～3	0414	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）

国宝重要文化財等の買上げ	2,187,393	1,332,393	転売等による散逸や、海外流出及び劣化・き損のおそれがあるなど、国において保存を図る必要のある国宝・重要文化財等について、買い取りを行う。	達成目標 2	0418	伝統文化課 美術学芸課
模写模造	35,090	35,090	国宝・重要文化財が、経年劣化等により適切な保存や取扱い及び移動等が困難である場合や、文化財（建造物）を縮尺模型により全体像の把握を容易にするなど、文化財としての固有の価値を可能な限り忠実に表現した模写模造を製作し、公開活用を図ることで指定品の保存及び文化財理解を進める。	達成目標 2～3	0419	美術学芸課 参事官（建造物担当）
文化財管理及び保存活用等	771,258	757,926	国有美術工芸品保存修理、平城宮跡等の管理、高松塚古墳壁画及びキトラ古墳壁画の保存修理を行う。	2-①②	0420	美術学芸課 記念物課
国有文化財等の保存整備等（復興関連事業）	726,497	—	国民全体の財産である貴重な国宝・重要文化財等を確実に次世代に継承するため、東日本大震災により被害を受けた国所有の旧江戸城清水門（2棟）・田安門（2棟）、旧弘道館（2件）について修理を行う。	2-①②	0421	記念物課 参事官（建造物担当）
国宝・重要文化財等の保存整備等	19,773,803	19,215,730	文化財保護法に基づき、①国が文化財のうち重要なものを指定等し、現状変更、修理等に制限を課す一方、その保存を図るため、有形の文化財（建造物、美術工芸品、民俗文化財等）については、保存修理、防災施設の設置等、②無形の文化財（芸能、工芸技術、民俗芸能等）については、伝承者養成や記録作成等に対して国庫補助を行う。③文化財を次世代に継承するための修理用資材確保及び資材に関わる技能者の育成の為、資材供給林の設定、資材採取研修、文化財修理用資材等に関する普及啓発事業等に支援を行う。	1-② 2-①②	0422	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）
有形文化財等の保存整備等（復興関連事業）	3,185,955	—	東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財の修理・修復を行うべく、文化財の所有者、管理団体等が実施する修理・復旧事業に対して補助を行う。	2-①②	0423	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）
史跡等の買上げ	13,625,815	14,107,229	個人や法人等が所有している史跡について、地方公共団体が買上げによる公有化を行う事業に要する経費の一部を補助する。	2-①③	0425	記念物課
平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上	1,256,369	557,000	歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡の保全と活用を図るため、平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地を買い上げる。	2-①③	0426	記念物課
平城宮跡地整備費	178,000	110,621	特別史跡平城宮跡及び特別史跡藤原宮跡等を良好な状態で保全を行うための防災設備の設置など、各種工事や整備を行う。	2-①②	0427	記念物課
国宝・重要文化財等の保存整備等（復興関連事業）	—	1,939,275	東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財の修理・修復を行うべく、文化財の所有者、管理団体等が実施する修理・復旧事業に対して補助を行う。	2-①②	0057	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）

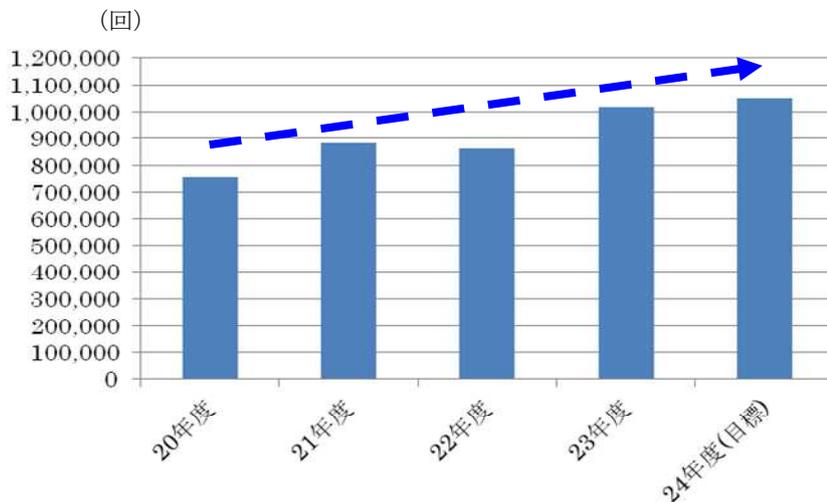
達成目標 3	文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図る。					
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値				目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	毎年度
① 公開承認施設数と、公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数との割合	121%	117%	103%	107%	117%	100%以上
年度ごとの目標値		—	—	—	—	
② 文化遺産オンラインへの訪問回数	(20年度) 755,329回	755,329回	884,567回	863,989回	1,016,237回	(24年度) 1,050,000回
年度ごとの目標値		—	—	—	—	

活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	毎年度	
③ 公開承認施設数	108館	109館	115館	121館	115館	120館程度	
年度ごとの目標値		—	—	—	—		
④ 文化遺産オンラインでの情報掲載件数	(20年度) 61,684件	61,684件	65,544件	66,748件	94,029件	(24年度) 100,000件	
年度ごとの目標値		—	—	—	—		

【グラフ1：成果指標① 公開承認施設数と、公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数との割合】



【グラフ2：成果指標② 文化遺産オンラインへの訪問回数】



### 達成目標3の評価結果

(評価結果)

公開承認施設数と公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数との割合が100%を超えており、重要文化財の公開・活用が適切に行われていると判断できる。また、こうした実物の公開・活用だけでなく、多様な文化遺産をインターネット上で公開する文化遺産オンラインへの訪問回数についても、平成23年度で1,016,237回となっており、多くの人々が文化財に親しむ機会の充実が図られていると判断できる。

(課題)

文化財はそれ自身が文化的価値を持つ国民的財産であると同時に、地域経済の活性化等に資する資源とも言える。広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めることができるよう、個々の文化財の特性等を踏まえた公開・活用の方法に配慮しつつ、引き続き積極的な公開・活用を行うことが必要である。

これまでに実施している主な達成手段

事業名	23年度 補正後予算額 (千円)	24年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
文化財保護共通費	47,072	59,701	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存活用事務処理：文化財保護法において規定されている事務、文化財に関する条約の締結による施策等を実施する。古美術品の所有者からの輸出申請に対し、国宝、重要文化財、重要美術品等認定物件に該当しない旨の証明書を発行する。</li> <li>・調査：文化財等の指定等のための調査を実施する。</li> <li>・保存管理：文化財の維持管理、記録保存等に必要なる事務（国有文化財維持管理、管理台帳等作成・整備等）を実施する。</li> <li>・普及活用（重要文化財等公開）：国指定文化財の所有者に対して、国立博物館等の施設での公開について勧告又は承認を行うとともに、出品期間終了後、所有者に出陳給与金を支給する。</li> <li>・講習会等：美術工芸品修理技術者、美術刀剣類製作者、文化財建造物の修理技術者等を対象に、より高度な知識・技術の取得を目的とした講習会を実施する。</li> <li>・補助金事務費：補助事業実施に関する調査・指導を実施する。</li> <li>・銃砲刀剣類登録事務円滑化：銃砲刀剣類の登録について、銃砲刀剣類登録鑑定実技講習会等を行い、都道府県教育委員会が任命する登録審査委員の鑑定の資質の向上と事務の効率化・円滑化を図る。</li> </ul>	達成目標 1～3	0411	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）
有形文化財	83,264	91,618	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的建造物群に関する選定保存検討：伝統的建造物群の保護行政に携わる者等を対象として、職務遂行に必要な基礎的事項に関する研修を行い、もって文化財保護行政の向上に資するとともに、広報資料を作製、配布し、広く制度の普及を図る。</li> <li>・文化財建造物の登録の促進：文化財建造物の登録の促進を図るため、文化財登録制度の啓発・普及広報、登録候補物件の調査、登録プレートの発行を行う。</li> <li>・近代文化遺産保護検討等：近代の歴史資料に関する所在・実態を把握するための調査を実施する。</li> <li>・天然記念物保護体制等の充実に関する調査研究を行う。</li> <li>・埋蔵文化財保存・活用等：埋蔵文化財を適切に保存し、積極的に公開活用を進めていくため、保存活用に関する調査研究を行い、発掘調査に関する手引きや公開活用に関する資料等を作成し普及啓発を図るとともに、埋蔵文化財担当者講習会を開催し担当者の資質向上を図る。</li> <li>・名勝に関する総合調査事業：全国に所在する未指定の名勝地のうち、自然的な名勝地と近代以前の人文的な名勝地（庭園・公園等）について所在状況調査を実施する。</li> <li>・産業遺産保存整備調査事業：日本の近代化を支えた産業遺産について、保存・整備・活用手法について調査研究を行う。</li> </ul>	達成目標 1～3	0412	美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）
無形文化財	39,215	31,135	<p>国が選択した無形の民俗文化財のうち、複数の市町村にわたって広域的に伝承されていたり、保護団体が特定されていない祭りや年中行事については、その分布状況や伝承基盤が不明確なことから、地方公共団体等による記録の作成が進まない状況にあるため、特に変容・衰滅の恐れが高いものについて、計画的に映像等による記録化を進め、確実な記録保存を図る。</p>	達成目標 1～3	0413	伝統文化課
文化財保護対策の検討等	139,299	130,313	<p>文化財保護対策の検討のため、無形文化財「わざ」の理解促進事業、美術工芸品収蔵施設等における環境対策の推進、重要無形文化財（建造物）所有者診断支援事業、「歴史文化基本構想」普及促進事業等を実施する。</p>	達成目標 2～3	0414	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）

美術館・博物館活動の充実	19,145	21,373	美術館・博物館活動の充実のために、研修、展示、公開等を行う。	3-①③	0415	芸術文化課 美術学芸課
鑑賞・体験機会等充実のための事業推進	395,863	360,742	鑑賞・体験機会等充実のために、文化遺産オンライン構想の推進、無形文化財等公開活用等事業、発掘された日本列島展、世界遺産普及活用事業、伝統音楽等の普及促進支援事業、NPO等による文化財建造物の管理活用の推進事業等を実施する。	3-②④	0416	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）
模写模造	35,090	35,090	国宝・重要文化財が、経年劣化等により適切な保存や取扱い及び移動等が困難である場合や、文化財（建造物）を縮尺模型により全体像の把握を容易にするなど、文化財としての固有の価値を可能な限り忠実に表現した模写模造を製作し、公開活用を図ることで指定品の保存及び文化財理解を進める。	達成目標 2～3	0419	美術学芸課 参事官（建造物担当）
文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	7,068,000	5,811,275	地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、文化振興と共に観光振興・地域経済の活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を行う。	達成目標 3	0424	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）
被災ミュージアム再興事業	—	507,150	東日本大震災で被災した博物館資料の修理、修理した資料の整理・データベース化、応急措置を施した資料を収蔵する場所の確保、復興に向けた各種事業や被災した館の資料を活用した展覧会の実施等に必要な経費について補助を行う。	達成目標 3	0058	美術学芸課

(参考) 関連する独立行政法人の事業 (※必要に応じて関連する達成目標に記入)

独立行政法人の事業名	23年度 補正後予算額 (千円)	24年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連する指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
独立行政法人国立文化財機構運営費交付金に必要な経費	7,941,068	7,602,157	独立行政法人国立文化財機構は、我が国における文化財保護政策の一翼を担い、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、有形文化財の収集・保存・管理・展示等の中核的拠点となる博物館の設置・運営を行う。また、文化財の研究を、多様な手法により実施する。特に文化財の保存・修復等に関する研究の中核的拠点を形成しつつ研究に取り組むこととする。さらに、調査・研究成果の国民への公開、文化財担当者の研修、地方公共団体等への助言等を行うとともに、文化財とその活用に関する国際交流や国際協力を積極的に推進する。	達成目標 2～3	0428	長官官房 政策課
独立行政法人国立文化財機構施設整備に必要な経費	4,792,204	6,883,691	独立行政法人国立文化財機構が、我が国における文化財保護政策の一翼を担い、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、施設及び整備等を計画的に整備する。	達成目標 2～3	0429	長官官房 政策課
独立行政法人国立文化財機構施設整備に必要な経費(復興関連事業)	175,284	—	独立行政法人国立文化財機構が、我が国における文化財保護政策の一翼を担い、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、東日本大震災により破損した施設・設備の復旧工事等を実施する。	達成目標 2～3	0430	長官官房 政策課

## 施策目標に関する評価結果

### 【必要性等】

#### (必要性の観点)：

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産であるとともに、現在及び将来の社会の発展・向上のために無くてはならないものである。このため、文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにすることは、文化による心豊かな社会の実現を目指す上で必要不可欠である。

#### (有効性の観点)：

施策目標を達成するためには、①保存が必要な文化財の把握及び重要な文化財の指定等の実施、②文化財の種別や特性に応じた保存・継承、③文化財の保存に配慮した積極的な公開・活用が重要である。

①の観点からは、価値が十分認識されないまま失われつつある近代の文化財等について指定等を行うことで、貴重な文化財の滅失を防ぐことができる。平成 23 年度においては、指定・選定等された文化財のうち、近代のものがしめる割合が 35.0% (対前年度 1.5%増) となり、着実に増加している。

また、②の観点からは、所有者及び管理団体等による計画的な修理・防災対策、災害復旧等の保存に必要な措置への支援等を行うことで、適切な状態で次世代へ保存・継承することができる。平成 23 年度においては、指定等された文化財のうち、解除された件数は 1 件であり、概ね順調に保存・継承がなされている。

③の観点からは、文化財の実物の積極的な公開・活用はもちろんのこと、これらをインターネット上においても公開することにより、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図ることができる。平成 23 年度においては、公開承認施設数と公開承認施設において重要文化財が出品された展覧回数との割合が 100%を超えるとともに、インターネット上で文化遺産を公開する文化遺産オンラインへの訪問回数についても、1,016,237 回 (対前年度約 18%増) となっており、多くの人々が文化財に親しむ機会の充実が図られている。

以上より、これらの施策を講じていくことは、施策目標を達成するために有効であると判断できる。

#### (効率性の観点)：

施策の実施に関するコストについては、昨年度実施の行政事業レビュー等の結果も踏まえ、平成 23 年度においては、事業内容の精査をするとともに、契約については競争参加条件等のより一層の見直しを図り、競争性・公平性・透明性を高め、効率化を図っている。達成手段に記載した事業の着実な実施により、文化財を適切に次世代へ継承するとともに、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解が深まったと判断できる。

### 【今後の課題】

貴重な国民的財産である文化財について、引き続き「指定」、「保存」、「活用」といった措置を講じていくことにより、これらを適切に保存し、次世代へ継承するとともに、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにしていくことが重要である。また、平成 22、23 年度は、東日本大震災や台風 12 号等の大規模な災害の発生により、多くの国指定等文化財が被害を受けていることから、被災した有形・無形の文化財の速やかな復旧を行う必要がある。

### 【事業仕分け・行政事業レビューの指摘】

※行政事業レビュー (平成 24 年 9 月)

<一部改善>

文化財保護共通費、有形文化財、文化財保護対策の検討等、鑑賞・体験機会等充実のための事業推進、国宝・重要文化財等の保存整備等、史跡等の買上げ、平城宮跡地整備費、文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業

<現状通り>

無形文化財、美術館・博物館活動の充実、国宝重要文化財等の買上げ、模写模造、文化財管理及び保存活用等、平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上、国宝・重要文化財等の保存整備等 (復興関連事業)、被災ミュージアム再興事業

### 【行政評価・監視の勧告】

## 【評価結果を踏まえた施策への反映方針】

### 【評価結果を踏まえた施策への反映方針】

達成目標 1

・貴重な文化財でありながらも、社会の変化の中で急速に失われつつある近代の分野のものの指定等を積極的に行うことにより、文化財の保護対象の裾野を広げることを目指す。

達成目標 2

・国宝・重要文化財等の計画的な保存修理・防災対策等、また、東日本大震災等の災害に伴う修理・復旧に係る必要な経費を引き続き要求する。

・史跡等について一体的な管理を行い、確実な保存・継承を図るべく、地方公共団体による指定地の公有地化について引き続き推進する。

達成目標 3

- ・重要文化財等をはじめとした多くの文化財を公開・活用する美術館・歴史博物館における活動を支援し、国民の文化財に対する理解と関心を高める。
- ・実物の公開・活用だけでなく、多様な文化遺産をインターネット上で公開する文化遺産オンラインにおけるコンテンツの更なる充実を図る。

【具体的な概算要求の内容】

〔新規要求・拡充要求（同額も含む）〕

〔廃止・縮小事業〕

達成目標（1）

- ・有形文化財（新規含む）  
平成 25 年度概算要求額：197 百万円

達成目標（2）

- ・（再掲）有形文化財
- ・文化財保護対策の検討等（新規含む）  
平成 25 年度概算要求額：128 百万円
- ・国宝・重要文化財等の保存整備等（新規含む）  
平成 25 年度概算要求額：20,865 百万円
- ・文化財等の公開活用推進地域活性化事業〔重点要求〕  
平成 25 年度概算要求額：6,110 百万円

達成目標（3）

- ・鑑賞・体験機会等充実のための事業推進（新規含む）  
平成 25 年度概算要求額：503 百万円
- ・文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業  
平成 25 年度概算要求額：2,680 百万円
- ・地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業〔重点要求〕  
平成 25 年度概算要求額：1,316 百万円
- ・（再掲）文化財等の公開活用推進地域活性化事業

【具体的な機構定員要求の内容】

- ・「民族共生の象徴となる空間」における博物館の整備検討体制強化に調査官 1 名、係長 1 名、係員 1 名を要求
- ・美術品国家補償制度の実施に係る体制の強化に調査官 1 名、係員 1 名を要求
- ・平成 21 年度要求事項（文化財建造物の震災対策に係る業務体制の強化 1 人＜ 4 年後見直し＞）の見直し解除（調査官 1 名を要求）
- ・文化財建造物の耐震対策の推進に関する業務体制の強化に調査官 1 名、技官 1 名を要求（5 年時限）

施策の予算額・執行額

（※政策評価調書に記載する予算額）

区分		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度要求額
予算の状況（千円） 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	54,822,596	55,870,168	58,562,914	57,317,238 ほか・復興庁一括計上分 2,446,425	59,423,311 ほか・復興庁一括計上分 2,095,189
		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>
	補正予算	3,444,588	△741,900	4,086,836	0	
		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>
	繰越し等	△3,208,646	477,498	△5,501,491		
合計	55,058,538	55,605,766	57,148,259			
執行額（千円）		53,627,292	53,666,244	54,593,940		
		<0>	<0>	<0>		

施策に関係する内閣の重要政策

名称	年月日	関係部分抜粋
新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～	平成 22 年 6 月 18 日閣議決定	第 3 章 7 つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 （4）観光立国推進戦略 公的支出による地域活性化を期待することが難しい現在、人口減少・急激な少子高齢化に悩む地方都市にとって、観光による国内外の交流人口の拡大や我が国独自の文化財・伝統芸能等の文化遺産の活用は、地域経済の活性化や雇用機会の増大の切り札である。

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）	平成23年2月8日閣議決定	第2 文化芸術振興に関する重点施策 1. 六つの重点戦略 重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承 等
東日本大震災からの復興の基本方針	平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定	5 復興施策 (1) 災害に強い地域づくり ②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員 (iv) 速やかな復興を支えるため、埋蔵文化財の迅速な調査が可能となるよう、弾力的な措置を講ずるとともに、体制の整備を行う。  (2) 地域における暮らしの再生 ⑤文化・スポーツの振興 (i) 「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の復興等を支援する。また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。
日本再生戦略～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～	平成24年7月31日閣議決定	④観光振興 (重点施策：観光需要の喚起) 地域の自然や文化等をいかした魅力ある観光地域づくりのための環境整備を推進する。  (別表) 日本再生に向けた改革工程表 (1) IV 観光振興 ～観光立国戦略～ 2. 国内外から選好される魅力ある観光地域づくり ・地域の特産品・加工品（日本酒・焼酎、郷土料理など）、文化芸術をいかした観光促進

### 指標に用いたデータ・資料等

#### 【達成目標1】

- ・指定・選定等された文化財のうち、近代のものがしめる割合（%）
- ・文化財の指定・選定等の件数（累積総数）（件）

#### 【達成目標2】

- ・指定・選定された文化財のうち、指定・選定解除された件数（件）
- ・文化財の保存・継承のための補助件数（件）
- ・史跡の公有地化面積の割合（%）
- ・史跡の公有地化面積（累積総数）（ha）

#### 【達成目標3】

- ・公開承認施設数と、公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数との割合（%）
- ・文化遺産オンラインへの訪問回数（回）
- ・公開承認施設数（館）
- ・文化遺産オンラインでの情報掲載件数（件）

<作成：文化庁><作成時期：平成24年5月><対象期間：平成23年度><所在：文化庁調べ>

有識者会議での指摘事項	—
-------------	---

主管課（課長名）	文化庁文化財部伝統文化課（湊屋治夫）
関係課（課長名）	文化庁文化財部美術学芸課（江崎典宏） 文化庁文化財部記念物課（矢野和彦） 文化庁文化財部参事官（建造物担当）（村田健一）